



定例会・臨時会レポート

◆ 令和5年11月30日 令和5年第4回臨時会（一部抜粋）

発議第6号 新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について

令和5年8月の人事院勧告に鑑み、町議会議員の期末手当を、年間4.40月から年間4.50月に引き上げる。
議員の期末手当は令和4年第4回臨時会における改正から人事院勧告と同率にしており、独自に増減する理由や根拠がないことから、今回も同率にした。

議案第75号 新十津川町職員の給与に関する条例及び新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

令和5年8月の人事院勧告に鑑み、町長、副町長および教育長並びに職員の給与等を改定する。
○町長、副町長および教育長の期末手当の支給月数を年間4.40月から年間4.50月に引き上げる。
○若手職員の給料月額について平均1.1%の引き上げ改定を行うとともに、職員の期末勤労手当の支給月数を年間4.40月から年間4.50月に引き上げる。

◆ 令和5年12月13日～15日 令和5年第4回定例会（一部抜粋）

議案第76号 新十津川町冬期生活支援事業に関する条例の制定について

高齢者世帯、障がい者世帯およびひとり親世帯に対し、冬期間の暖房費用の一部を助成することで経済的負担の軽減を図る。対象は180世帯を見込んでおり、1万2千円分のとくとっぷカードポイントを1世帯につき1回交付する。
※対象世帯には案内が送付されます。



議案第77号 新十津川町住宅改修促進条例の制定について（安心すまいる助成事業）

有効期限を延長するとともに、新たに、再生可能エネルギーの利用や省エネを目的とした住宅改修工事について助成金額を優遇することで、性能の高い住宅の普及や環境の保全を推進する。

事業期間	令和6年度から令和9年度まで
対象工事	増築、改築、修繕、模様替等
対象工事費	25万円以上の工事
助成金額	1. 対象工事のうちエネルギーの合理化等に資する工事（省エネ・再エネ工事） 対象工事費の1/5（上限額60万円） 2. 対象工事のうち、上記1に該当しない工事（その他工事） 対象工事費の1/5（上限額40万円） ※1と2の工事を併用して行う場合の上限額は60万円
申請回数	事業期間中2回まで（2回申請した場合も、助成金額の上限額は上記のとおり）
その他要件	現に居住している方又は、工事完了後当該住宅に居住する方 町内に事業所等を有する法人、個人の建設業者が行う工事

※下線部は、令和6年度からの拡充部分

議案第81号 新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に基づき、産前産後期間の4カ月分（双子などの場合は6カ月分）の国民健康保険税を免除する。令和6年1月1日から施行する。

議案第82号 令和5年度新十津川町一般会計補正予算（第4号）

歳入歳出にそれぞれ1億3670万2千円を追加し、総額を70億8289万1千円とする。

- 総合健康福祉センター管理運営事務 915万2千円
ゆめりあの冷暖房の自動管理システムを修繕する。
- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業 7178万3千円
国の物価高騰対策事業として住民税非課税世帯等に7万円の給付金を支給する。
- 冬期生活支援事業 219万8千円
高齢者世帯、障がい者世帯およびひとり親世帯に対し、冬期間の暖房費用の一部を助成する（議案第76号参照）。
- 経営継承・発展等支援事業 191万4千円
農業経営を継承した後継者が行う、経営発展に向けた取り組みに対し、国と市町村が支援するもの。3戸に対し、溝堀機、大豆の選別機、ハウスの自動開閉システムなどの導入経費を支援する。
- 安心すまいる助成事業 481万円
当初100件分の予算を組んでいたが、124件の申請が見込まれるため。
- 図書館維持管理事業 446万9千円
蔵書管理に使用しているネットワーク機器が、導入から10年近く経過し不具合が発生しているため更新する（423万2千円）。
今後は5年を目途に更新予定。また、暖房空調設備の劣化したフィルターを交換する（23万7千円）。



【繰越明許費】（歳出予算の経費のうち、年度内に支出が終わらない見込みのあるものを翌年度に繰り越して使用する経費のこと）

- 除雪機械購入事業 786万5千円
ミニロータリーに装着して使用する草刈り機（平成13年購入）が破損したため買い替える。納品まで約5カ月要するため、令和5年度予算で発注し令和6年度の草刈りの時期に間に合わせる。
- 学校給食センター管理運営事業 696万3千円
給食センターの冷却塔が劣化し、冷房機能が落ちたため更新する。設置まで約6カ月を要するため令和5年度予算で発注し、令和6年度の夏季に間に合わせる。

議案第86号 公の施設の指定管理者の指定について

新十津川保育園の指定管理者に、学校法人華園学園を指定する。

指定管理期間：令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

発議第7号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書

冤罪被害者を救済するための制度としてある「再審」については、請求手続に関する規定がほとんどないため、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

特に、証拠開示について、現行法には明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保証はない。また、再審開始決定がなされても、検察官が不服申立てを行う事例が相次ぎ、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられている。

よって、次のとおり、刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を国に要望する。

- 1 再審請求手続において捜査機関が保管する全ての証拠を開示すること。
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申し立てに制限を加えること。

<提出先> 衆・参議院議長、内閣総理大臣、各関係大臣

議案第80号 新十津川町中小企業事業資金保障融資条例等の一部改正について

利子補給率に係る特別措置の延長を取りやめ、本則に戻す。また、融資の保証の条件について個人保証を例外とすることにより、融資の円滑化と確実な保障の確保を図る。

●利子補給について

（現行）平成21年1月1日から令和6年3月31日までの間、借入利率の10分の10を補給する。利子補給の利率は最高5.0%とする。
（変更後）上記特例措置は延長せず、令和6年4月1日からは2分の1以内を利子補給し、利子補給の利率は最高2.5%までとする。
※令和6年3月31日までに融資を受けた者については、返済完了まで10分の10の利子補給を継続する。

変更理由…他の金融機関から融資を受けられない事業者に対して、経営を立て直すための手段として借りることができる融資制度として始まったが、単に無利子の資金として申請され、優先して融資あつせんすべき者に資金が行き渡らなくなる懸念が出てきたことから、真に資金が必要な者だけが低利子で利用できるよう、当初の趣旨に則った取り扱いにするため。

●融資の条件について

（現行）保証人等の条件について、連帯保証人又は北海道信用保証協会の保証に付す。
（変更後）原則、信用保証協会の保証を付すこととし、保証が得られない場合のみ連帯保証人を設定し、融資を受けられるようにする。

変更理由…金融庁のガイドラインに則り、連帯保証人を極力設定しないようにするため。また、金融機関や審議委員会における融資の可否の判断を確実なものとし、融資の返済が滞るなどして損失が出た場合の資金の回収をより確実にするため。